

No. 3

令和5年（6月）

# 第3回定例会議案

熊谷市

## 目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 3 3 号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度熊谷市一般会計補正予算(第7号))	財 政 課	1
第 3 4 号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理 事業特別会計補正予算(第3号))	財 政 課	5
第 3 5 号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度熊谷市一般会計補正予算(第1号))	財 政 課	9
第 3 6 号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度熊谷市一般会計補正予算(第2号))	財 政 課	19
第 3 7 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市税条例の一部を改正する条例)	市 民 税 課 資 産 税 課	28
第 3 8 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例)	資 産 税 課	32
第 3 9 号	専決処分の承認を求めることについて (熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	保 険 年 金 課	35
第 4 1 号	熊谷市税条例の一部を改正する条例	市 民 税 課 資 産 税 課	38
第 4 2 号	熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例	資 産 税 課	47
第 4 3 号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	建 築 審 査 課	48
第 4 4 号	熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例	予 防 課	59
第 4 5 号	工事請負契約の締結について (熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事)	教 育 総 務 課 ( 契 約 課 )	63
第 4 6 号	財産の取得について (高規格救急自動車)	警 防 課 ( 契 約 課 )	64
第 4 7 号	財産の取得について (消防ポンプ自動車(CD-I型))	消 防 総 務 課 ( 契 約 課 )	65
第 4 8 号	財産の取得について (高度救命処置用資機材等)	警 防 課 ( 契 約 課 )	66
第 4 9 号	市道路線の認定について	管 理 課	67
第 5 0 号	市道路線の廃止について	管 理 課	69

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度熊谷市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和4年度熊谷市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

令和4年度熊谷市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度熊谷市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和5年3月31日

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉センター管理運営経費	19,800千円
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	60,084千円
	2 清掃費	塵芥収集業務経費	10,774千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業	69,800千円
		市道90007号線道路改良事業	87,000千円
		橋りょう整備事業	243,139千円
	3 河川費	排水機場維持管理経費	53,790千円
		新星川改修事業	23,560千円
	4 都市計画費	籠原駅南口線道路改良事業	41,858千円
9 消防費	1 消防費	消防活動経費	1,344千円
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	16,272千円
	3 中学校費	中学校施設整備事業	16,233千円

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和4年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

令和4年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和5年3月31日

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 区画整理費	2 上石第一土地区画整理費	上石第一土地区画整理実施事業	192,255千円
	3 上之土地区画整理費	上之土地区画整理実施事業	171,622千円

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度熊谷市一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和5年度熊谷市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月1日

熊谷市長 小林 哲也

令和5年度熊谷市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度熊谷市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,012,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,912,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月1日

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		11,438,025	1,012,600	12,450,625
	1 国庫負担金	9,923,727	601,707	10,525,434
	2 国庫補助金	1,478,629	410,893	1,889,522
歳 入	合 計	69,900,000	1,012,600	70,912,600

歳 出

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		5,892,719	1,012,600	6,905,319
	1 保健衛生費	2,616,006	1,012,600	3,628,606
歳 出	合 計	69,900,000	1,012,600	70,912,600

総括

1 総括			
歳入歳出補正予算事項別明細書			
(歳入)		単位 千円	
款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	11,438,025	1,012,600	12,450,625
歳入合計	69,900,000	1,012,600	70,912,600

総括

総括

(歳出)				単位 千円			
				補正額の財源内訳			一般財源
款	補正前の額	補正額	計	特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	5,892,719	1,012,600	6,905,319	1,012,600	0	0	0
歳出合計	69,900,000	1,012,600	70,912,600	1,012,600	0	0	0

総括

第15款 国庫支出金

2 歳入						
第 15款 国庫支出金		1,012,600				
第 1項 国庫負担金		601,707		単位 千円		
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	5,360	601,707	607,067	1 保健衛生費負担金	601,707	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (負担率 10/10) 601,707
計	9,923,727	601,707	10,525,434			

第 2項 国庫補助金						
		410,893		単位 千円		
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費国庫補助金	29,540	410,893	440,433	1 保健衛生費補助金	410,893	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金 (補助率 10/10) 410,893
計	1,478,629	410,893	1,889,522			

第15款 国庫支出金

第 4款 衛生費 第 1項 保健衛生費

3 歳 出											
第 4款 衛生費		1,012,600									
第 1項 保健衛生費			1,012,600			単位 千円					
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明	
				特 定 財 源			一般財源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 予防費	868,145	1,012,600	1,880,745	1,012,600	0	0	0	○ 新型コロナウイルスワ クチン接種事業	3 職員手当等	時間外勤務手当	24,850
									7 報償費	報償金	125
										謝金	88,478
									10 需用費	消耗品費	3,280
										印刷費	5,000
										燃料費	25
										自動車燃料費	144
										医薬材料等購入費	236
									11 役務費	郵便料	20,900
										情報通信費	450
										傷害保険料	360
									12 委託料	委託料	849,500
										プログラム作成委託料	2,420
									13 使用料及び賃 借料	使用料	16
										借上料	12,400
										事務機器借上料	230
										情報機器借上料	3,946
									17 備品購入費	器具購入費	240

第 4款 衛生費 第 1項 保健衛生費

第 4款 衛生費 第 1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
計	2,616,006	1,012,600	3,628,606	1,012,600	0	0	0			

第 4款 衛生費 第 1項 保健衛生費

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度熊谷市一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和5年度熊谷市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月28日

熊谷市長 小林 哲也

令和5年度熊谷市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度熊谷市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232,825千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,145,425千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月28日

埼玉県熊谷市長 小林 哲也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		12,450,625	232,825	12,683,450
	2 国庫補助金	1,889,522	232,825	2,122,347
歳 入	合 計	70,912,600	232,825	71,145,425

歳 出

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		30,861,869	232,825	31,094,694
	2 児童福祉費	12,165,496	232,825	12,398,321
歳 出	合 計	70,912,600	232,825	71,145,425

総 括

1 総 括			
歳入歳出補正予算事項別明細書			
(歳 入)		単位 千円	
款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	12,450,625	232,825	12,683,450
歳 入 合 計	70,912,600	232,825	71,145,425

総 括

総括

(歳出)				単位 千円			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	30,861,869	232,825	31,094,694	232,825	0	0	0
歳出合計	70,912,600	232,825	71,145,425	232,825	0	0	0

総括

第15款 国庫支出金

2 歳 入						
第 15款 国庫支出金		232,825				
第 2項 国庫補助金		232,825		単位 千円		
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	896,824	232,825	1,129,649	2 児童福祉費補助金	232,825	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（補助率 10/10） 232,825
計	1,889,522	232,825	2,122,347			

第15款 国庫支出金

第 3款 民生費 第 2項 児童福祉費

3 歳 出											
第 3款 民生費		232,825								単位 千円	
第 2項 児童福祉費		232,825									
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明	
				特 定 財 源			一般財源				
				国県支出金	地方債	その他					
1 児童福祉総務費	4,568,204	232,825	4,801,029	232,825	0	0	0	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬	573
									8 旅費	費用弁償	12
								○ 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	3 職員手当等	時間外勤務手当	441
									10 需用費	消耗品費	70
										印刷費	130
									11 役務費	郵便料	600
										手数料	504
12 委託料	プログラム作成委託料	1,595									
18 負担金、補助及び交付金	子育て世帯生活支援特別給付金	228,900									
計	12,165,496	232,825	12,398,321	232,825	0	0	0				

第 3款 民生費 第 2項 児童福祉費

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

熊谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

## 熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2の表中「附則第15条第15項本文」を「附則第15条第14項本文」に、「附則第15条第15項ただし書」を「附則第15条第14項ただし書」に、「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に、「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に、「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に、「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に、「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に、「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に、「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に、「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に、「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に、「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に、「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に、「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に、「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に、「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に、「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に、「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に、「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に、「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に、「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」

に、「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に、「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に、「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同表法附則第64条の項を削る。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の熊谷市税条例附則第10条の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

## 熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の見出し中「附則第15条第15項本文」を「附則第15条第14項本文」に改め、同項の表中「附則第15条第15項本文」を「附則第15条第14項本文」に、「附則第15条第15項ただし書」を「附則第15条第14項ただし書」に、「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に、「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に、「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に、「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第21項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の熊谷市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

熊谷市長 小林 哲也

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成18年条例第176号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第22条の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 4 1 号

### 熊谷市税条例の一部を改正する条例

熊谷市税条例（平成 1 7 年条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 3 8 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の 1 項

を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に改める。

第44条第1項中「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加える。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加える。

第47条第2項中「第17条の2の規定」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加える。

第47条の6第2項中「第17条の2の規定」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項並びに第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転

車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2の表に次のように加える。

法附則第15条の9の3第1項	3分の1
----------------	------

附則第10条の3第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第4

号において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
  - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
  - (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」とあるのは「附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた同条第6項に規定する特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。
- 附則第15条の2の2を削る。
- 附則第15条の3第4項中「100分の10」を「100分の35」

に改める。

附則第15条の7第3項を削る。

附則第16条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和7年3月31日まで」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,

000円」と、同号ア(ウ) a 中「6, 900円」とあるのは「5, 200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の熊谷市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条第1項、第47条第2項、第47条の2第1項及び第47条の6第2項の改正規定並びに附則第15条の3第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の熊谷市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税について

は、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき熊谷市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の熊谷市税条例附則第15条の2の2及び第15条の7第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第15条の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種

別割については、なお従前の例による。

令和5年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

#### 提案説明

「地方税法」等の一部改正に伴い、軽自動車税の税率の特例に係る適用期間の延長を行うとともに、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施したマンションに係る固定資産税の減額の割合等を定めたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 4 2 号

熊谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

熊谷市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 1 項中「若しくは第 4 3 項」を「、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」に改める。

### 附 則

この条例は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 8 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

### 提案説明

「地方税法」の一部改正に伴い、課税標準の特例に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 3 号

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊谷市手数料徴収条例（平成 1 7 年条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 8 号の 1 5 の次に次の 1 号を加える。

4 8 の	建築物の容積率	2 7 , 0 0 0 円
1 5 の	の特例認定の申	
2	請に対する審査	

別表第 4 8 号の 2 0 中「第 5 5 条第 3 項各号」を「第 5 5 条第 3 項又は第 4 項各号」に改める。

別表第 5 5 号の 1 6 手数料の額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算した額
ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合
(1) 一戸建ての住宅 5 , 0 0 0 円
(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
(i) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のとき 1 1 , 0 0 0 円
(ii) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2 , 0 0 0 平方メートル未満のとき 2 3 , 0 0 0 円
(iii) 床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上 5 , 0 0 0 平方メートル未満のとき 5 2 , 0 0 0 円
(iv) 床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のとき 9 4 ,

000円

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 11,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 19,000円

(iii) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 31,000円

(iv) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 94,000円

(v) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 149,000円

(vi) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 188,000円

(vii) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 235,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準等省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 40,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 44,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 80,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 135,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 230,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 330,000円

ウ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 20,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 22,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 38,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 66,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 121,000円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 183,

000円

エ ア以外の場合で、基準等省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 267,000円
- (2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 334,000円
- (3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 432,000円
- (4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 616,000円
- (5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 759,000円
- (6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 898,000円
- (7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 1,024,000円

オ ア以外の場合で、基準等省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 102,000円
- (2) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 130,000円
- (3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 171,000円

- (4) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 277,000円
- (5) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 362,000円
- (6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 435,000円
- (7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 510,000円

別表第55号の17中「ア又はイ」を削る。

別表第55号の18手数料の額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算した額

ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合

- (1) 一戸建ての住宅 2,500円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 5,500円
  - (ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 11,500円
  - (iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 26,000円
  - (iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 47,000円
- (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に

応じそれぞれ次に定める額

- (i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 5,500円
- (ii) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき 9,500円
- (iii) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 15,500円
- (iv) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 47,000円
- (v) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき 74,500円
- (vi) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 94,000円
- (vii) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 117,500円

イ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 20,000円
  - (ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 22,000円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 40,000円

- (ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 67,500円
- (iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 115,000円
- (iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 165,000円

ウ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 10,000円
- (ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 11,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 19,000円
- (ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 33,000円
- (iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 60,500円
- (iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 91,500円

エ ア以外の場合で、基準等省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (1) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき 133,500 円
- (2) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき 167,000 円
- (3) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき 216,000 円
- (4) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき 308,000 円
- (5) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき 379,500 円
- (6) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき 449,000 円
- (7) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のとき 512,000 円

オ ア以外の場合で、基準等省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (1) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき 51,000 円
- (2) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき 65,000 円
- (3) 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき 85,500 円
- (4) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき 138,500 円
- (5) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき 181,000 円

- (6) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき 217,500円
- (7) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき 255,000円

別表第55号の19中「ア又はイの」を削る。

別表第55号の22ア(2)(i)中「第55号の26ア(2)及びイ(2)」を「第55号の26ア(2)、イ(2)及びウ(2)」に改め、同号イ中「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同号エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 20,000円
  - (ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 22,000円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 38,000円
  - (ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 66,000円
  - (iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 121,000円
  - (iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 183,000円

別表第55号の24イ中「第10条第2号イ及びロ」を「第10条

第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同号エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ア以外の場合で、基準等省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が200平方メートル未満のとき 10,000円

(ii) 床面積の合計が200平方メートル以上のとき 11,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき 19,000円

(ii) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき 33,000円

(iii) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき 60,500円

(iv) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき 91,500円

第55号の26ウ(2)(i)中「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(ii)から(iv)までにおいて同じ。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和4年条例第32号)附則第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合の手数料

については、改正後の熊谷市手数料徴収条例の規定にかかわらず、  
なお従前の例による。

令和5年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

#### 提案説明

「建築基準法」等の一部改正に伴い、建築物の容積率の特例認定の申請に係る審査手数料を新たに徴収等したいので、この案を提出する  
ものであります。

## 議案第44号

### 熊谷市火災予防条例の一部を改正する条例

熊谷市火災予防条例（平成18年条例第184号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

- (2) その<sup>きょう</sup>筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に

改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 12 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 13 号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。)」を削り、同項第 16 号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 17 号を第 18 号とし、第 16 号の次に次の 1 号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第 16 条第 1 項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 23 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するものとしなければならない。

第 2 3 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。  
別表中「別表第 6」を「別表第 7」に改め、別表第 7 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 1 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 1 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の同項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 改正後の第 2 3 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 7 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 3 3 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第 2 3 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、改正後の同条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 5 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取

扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を追加するとともに、喫煙等に関する規定の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第45号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 名 称         | 熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事                            |
| 2 | 場 所         | 熊谷市大原三丁目4番1号                                      |
| 3 | 概 要         | (1) 建具改修工事<br>(2) 内装改修工事<br>(3) 塗装改修工事<br>(4) その他 |
| 4 | 契 約 金 額     | 242,000,000円                                      |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 熊谷市石原1194番地<br>大和建设株式会社<br>代表取締役 小川善司             |

令和5年6月5日提出

熊谷市長 小林哲也

提案説明

熊谷市立大原中学校特別教室棟内部改修建築工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 6 号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 目 的    | 高規格救急自動車の配備                                   |
| 2 | 品目及び数量 | 高規格救急自動車 2台                                   |
| 3 | 取得価格   | 34,218,800円                                   |
| 4 | 契約の相手方 | 熊谷市佐谷田2089番地1<br>埼玉日産自動車株式会社 熊谷店<br>課長代理 小林 博 |

令和5年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

高規格救急自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第 47 号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 目 的    | 消防ポンプ自動車の配備  |
| 2 | 品目及び数量 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） 3台   |
| 3 | 取得価格   | 65,505,000円  |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュ<br>ビル19階<br>株式会社 モリタ 東京支店<br>支店長 山 北 忠 司 |

令和5年6月5日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

消防ポンプ自動車を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第48号

財産の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議決を求める。

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 目 的    | 高規格救急自動車の配備  |
| 2 | 品目及び数量 | 高度救命処置用資機材等 2組   |
| 3 | 取得価格   | 36,300,000円  |
| 4 | 契約の相手方 | さいたま市北区東大成町二丁目637番地1<br>日本船舶薬品株式会社 関東営業所<br>所長 飯 沼 誠 一 |

令和5年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

高規格救急自動車に搭載する高度救命処置用資機材等を取得したいので、この案を提出するものであります。

議案第 49 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、別紙記載の路線を市道路線として認定することについて、議決を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道路線として認定したいので、この案を提出するものであります。

## 別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 50881 号線	肥塚字鼠塚耕地 1 2 0 8 番 5 地先	
		肥塚字鼠塚耕地 1 2 0 8 番 2 2 地先	
2	市道 60617 号線	平戸字門前 1 7 0 3 番 4 地先	
		平戸字門前 1 7 0 3 番 8 地先	

議案第 5 0 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 0 条第 3 項の規定により、  
別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

## 別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 江南4139 号線	千代字南方469番3地先	
		千代字南方468番1地先	

